

## 板橋区立幼稚園に係る副食費の徴収免除に関する要綱

令和5年2月28日区長決定

### (趣旨)

第1条 この要綱は、東京都板橋区立幼稚園条例(昭和46年板橋区条例第27号)第1条に規定する幼稚園(以下「区立幼稚園」という。)に通園する教育・保育給付認定子どもに対する副食の提供に要する費用の徴収の免除(以下「徴収免除」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)において使用する用語の例による。

### (徴収免除の対象者)

第3条 徴収免除の対象者は、区立幼稚園に在籍する者であって、東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年板橋区条例第27号)第13条第4項第3号ア又はイに掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者とする。

### (徴収免除の通知)

第4条 区長は、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第1項第2号の規定に基づき、前条に規定する徴収免除の対象者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により徴収免除に関する事項を通知するものとする。

- (1) 徴収免除が決定したとき 副食費徴収免除通知書(別記第1号様式)
- (2) 徴収免除に関する事項に変更があったとき 副食費徴収免除変更通知書(別記第2号様式)
- (3) 徴収免除に関する事項を取り消したとき 副食費徴収免除取消通知書(別記第3号様式)

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、徴収免除に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 副食費徴収免除通知書

様

板橋区長

下記のとおり、副食費の免除に関する事項について通知します。

記

年度

認定番号				
子ども	氏名			
	生年月日	年 月 日	年齢	歳
施設・事業所名				
内容	副食費徴収免除通知書		決定年月日	年 月 日
	月分	階層	認定区分	副食費
	4月分			
	5月分			
	6月分			
	7月分			
	8月分			
	9月分			
	10月分			
	11月分			
	12月分			
	1月分			
	2月分			
	3月分			

## 副食費徴収免除変更通知書

様

板橋区長

下記のとおり、副食費の免除に関する事項について変更しましたので通知します。

記

年度

認定番号				
子ども	氏名			
	生年月日	年 月 日	年 齢	歳
施設・事業所名				
内 容	副食費徴収免除変更通知書	決定年月日	年 月 日	
月分	階層	認定区分	副食費	
4月分				
5月分				
6月分				
7月分				
8月分				
9月分				
10月分				
11月分				
12月分				
1月分				
2月分				
3月分				

## 副食費徴収免除取消通知書

様

板橋区長

下記のとおり、副食費の免除に関する事項について取消しましたので通知します。

記

年度

認定番号				
子ども	氏名			
	生年月日	年 月 日	年 齢	歳
施設・事業所名				
内 容	副食費徴収免除取消通知書		決定年月日	年 月 日
	月分	階層	認定区分	副食費
	4月分			
	5月分			
	6月分			
	7月分			
	8月分			
	9月分			
	10月分			
	11月分			
	12月分			
	1月分			
	2月分			
	3月分			